

2016年9月1日

長野市議会議員 小林 義直 様

[請願者] 長野地区憲法擁護連合
代表委員 竹内 久幸
長野市県町 593-11 社会文化会館内

[紹介議員]

倉野 立人 石目 裕幸
阿部 孝二 西村 裕子
滝沢 真一 小泉 真一

慎重な憲法論議を求める請願

【請願趣旨】

本年7月の参議院議員選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことから、憲法をめぐる議論が活発になっています。憲法第96条が、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議」出来ると定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もあります。

一方で多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっています。憲法改正が国民的な要求となっているという状況とは到底言えません。

いうまでもなく憲法制定権力は国民に有り、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することが許されないのは当然のことです。

については、衆参の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議するとともに、憲法問題については国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行なわないことを強く求めるものです。

【請願事項】

貴市議会において、下記事項を内容とする慎重な憲法論議を求める意見書を国に提出すること。

1. 衆参の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議すること。
2. 憲法問題については国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行なわないこと。

以 上

請 願 訂 正 願

平成28年12月12日

長野市議会議長 小林 義 直 様

請願者 長野地区憲法擁護連合
代表委員 竹内 久 幸
長野市県町593-11社会文化会館内

平成28年9月1日提出した請願の一部を下記のとおり訂正したいので、よろしくお
取り計らい願います。

記

- 1 請 願 第16号
- 2 件 名 慎重な憲法論議を求める請願
- 3 訂正箇所

訂正前	<p>(請 願 趣 旨) のうち</p> <p>～略～</p> <p><u>一方で多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっています。憲法改正が国民的な要求となっているという状況とは到底言えません。</u></p> <p>～略～</p> <p><u>であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することが許されないのは当然のことです。</u></p> <p>～略～</p>
訂正後	<p>(請 願 趣 旨) のうち</p> <p>～略～</p> <p>(削除)</p> <p>～略～</p> <p><u>であることを踏まえれば、(削除) 国会には、慎重な憲法論議が求められます。</u></p> <p>～略～</p>